

第31回全国障がい者馬術大会 【スポーツ振興くじ助成事業】

実施要項

主催：一般社団法人 日本障がい者乗馬協会（JRAD）



1. 期日 **2023年11月17日（金）～19日（日）**
2. 会場 三木ホースランドパーク
〒673-0435
兵庫県三木市別所町高木
3. 日程並びに競技種目及び実施課目
11月17日（金）
入厩
第1競技 コンソレーション競技（ジムカーナのみ）
11月18日（土）
第2競技 ジムカーナ競技（常歩・速歩・駈歩班）
第3競技 スペシャル競技（A・B・C）
第4競技 JEF第1課目・第2課目A・第2課目B
11月19日（日）
第5競技 ジムカーナ競技（常歩・速歩・駈歩班）
第6競技 スペシャル競技（A・B・C）
第7競技 JEF第1課目・第2課目A・第2課目B
第8競技 トレッキング
4. 出場順
1) 第1～8競技の出場順は、主催者で決定する。
5. 参加資格
1) 第2競技・第5競技の駈歩班、第7競技のみ健常者の出場を可とする。

6. 参加条件

- 1) 全ての競技において、乗馬に適した馬装・服装にて出場を義務付ける。
- 2) 安全面を配慮し、ボディプロテクターの着用を推奨する。
- 3) 会場内で騎乗する場合は、選手に関わらず全員三点式固定ヘルメットの着用を義務付ける。

7. 競技会規程

- 1) 全ての競技種目において、主催者が定めるルールを適用し、打合せ会にて公表を行なう。

8. 申込

- 1) 参加申込書は日本障がい者乗馬協会のお知らせページにある「参加申込書」をダウンロードとして提出下さい。
JRAD ホームページ <https://jrad.jp>
- 2) エントリー用紙は **10月31日(月)** までに E-mail にて申し込み下さい。
尚、期日を過ぎた後の受付は一切致しません。
E-mail : info@jrad.jp
- 3) JRAD が用意する馬匹で出場を希望なさるかた（借場）は、JRAD の借場の状況によっては出場が出来ない場合がありますので、ご承知下さい。
- 4) 参加申込書の段階で、参加選手の写真を広報ツール（ウェブサイト・Instagram ・取材要望先）での活用可否を提出下さい。
- 5) 馬匹を入厩される団体につきましては、三木ホースランドパークのホームページから入厩届をダウンロードし、合わせて提出下さい。
三木ホースランドパークホームページ <http://www.miki-hlp.or.jp/>

9. 参加料

- | | | |
|----------|---|----------|
| 1) 選手参加料 | JRAD 会員団体出場者／1 人馬・1 競技 | 3,000 円 |
| | JRAD 会員団体以外出場者／1 人馬・1 競技 | 4,000 円 |
| 2) 馬匹参加料 | 10,000 円／1 頭 | |
| 3) 借馬料 | JRAD 会員団体出場者／1 鞍 | 8,000 円 |
| | JRAD 会員団体以外出場者／1 鞍 | 12,000 円 |
| 4) 追加等 | 打合せ会及び当日のエントリー追加・変更は 1 件につき、通常の参加費用とは別に 1,000 円を追加徴収します。 | |
| 5) 振込 | エントリーと共にお振込みをお願い致します。
みずほ銀行 虎ノ門支店 普通 4428208
一般社団法人日本障がい者乗馬協会 | |
- ※参加料の納入は、銀行振込のみとし、振込以外は受け付けません。
※一度納入した参加料は、競技に出場しない場合でも返却しません。
但し、主催者側の都合により競技を取りやめた場合はこの限りでない。
- 6) **参加料の入金は、2023 年 10 月 31 日(月) までとする。**

10. 貸し馬

- 1) 他団体へ貸し馬をする場合は、JRAD から 1 鞍につき 7,000 円をお支払い致します。
- 2) 競技参加団体で、他団体へ貸し馬をする目的だけに入厩させた馬匹の場合は、JRAD から 1 頭あたり 2 日間で 50,000 円をお支払い致します。
但し、2 日間使用することが前提となります。
入厩・貸し馬希望の団体は、info@jrad.jp まで入厩届けと共にメールをお願い致します。

11. 宿泊

- 1) 選手および選手関係者の宿泊でエオの森での宿泊を希望する場合は、下記内容にて宿泊依頼書を JRAD に提出して下さい。
※主催者側で三木ホースランドパーク内エオの森を一定数仮押さえをしておりますが 2023 年 11 月 1 日（水）の段階で空き部屋は全てキャンセルする為、10 月 31 日（火）迄にエントリー申込書類と共に、宿泊依頼書を提出すること。
※宿泊依頼書を受け、主催者にて部屋割りを行い、手数料を含めた宿泊費（朝食・夕食付）と共に各団体へ連絡を行います。宿泊費は各自負担とする。
- 2) 1 団体につき 1 名まで、馬取扱人（但し、男子に限る）向けの夜間詰所を利用することができる。希望者は申込用紙にその旨を明記のこと。
尚、宿泊料は各自負担とする。

12. 参加馬の入厩および退厩

- 1) 滞在できる期間は、**2023 年 11 月 17 日（金）～11 月 19 日（日）**とする。
- 2) 入厩時間は、**11 月 17 日（金）9 時 00 分～17 時 00 分**とする。
- 3) 入厩後、**健康手帳を大会本部に速やかに提出**をし、入厩確認を終えた馬匹のみ馬房からの出すことを可能とする。

13. クラシフィケーション

- 1) 本大会時に、パラ馬術競技者としてのパラクラシフィケーションを希望なさるかたは 2022 年 10 月 31 日（火）**までに info@jrad.jp**にご連絡下さい。
- 2) クラシフィケーション実施日等は、その後調整の上、決定します。

14. 打合せ会

- 1) **2023 年 11 月 17 日（金）17 時よりエオの森研修センター会議室にて行なう。**

15. 開会式

※現在、新型コロナウイルス感染症防止の観点も踏まえ、検討中です。

16. 懇親会

※現在、新型コロナウイルス感染症防止の観点も踏まえ、検討中です。

17. 馬糧・敷料

- 1) 馬糧は、各自が持参し、退厩の際は全て持ち帰ること。
- 2) 敷料は、木材チップのみとし、実行委員会が手配する。

18. 馬の防疫

- 1) 下記の事項が記載された馬の健康手帳を携行すること。
【馬のインフルエンザの予防接種を以下の要領で実施し、その接種証明】
 - ・基礎接種として初回ワクチン接種を実施してから 21 日以上・2 か月以内に 2 回目のワクチン接種を行ない、その後、7 か月以内に最初の補強接種を行ない、それ以降は 1 年以内に継続的に補強接種を受けていなければならない。
 - ・競技場に入厩する 6 か月 + 21 日以内に補強接種（または基礎接種の 2 回目）を受けていなければならない。ただし、競技場へ入厩する 1 週間以内のワクチン接種は接種歴として認められない。
 - ・2008 年 3 月 31 日以前に基礎接種を完了している馬については、基礎接種の後の最初の補強接種は 1 年以内であれば可とする。
- 2) 馬インフルエンザが疑われる馬匹は入厩できない。出発前 1 週間の臨床症状をよく観察し、馬インフルエンザを疑う症状がある場合は、獣医師に検査を依頼すること。
- 3) 馬輸送用馬運車は、積み込み前にその内部をパコマあるいは逆性石鹼等で消毒すること。
- 4) 入厩予定日において、輸入検疫後の着地検査中（3 ヶ月）の馬匹は出場できない。
- 5) 上記が守れない場合や申込書類に不備がある場合は、入厩を認めない。
また、入厩を申請した全ての馬匹について適用し、入厩申請をしていない馬匹は入厩を認めず、馬匹変更の対象とならない。

19. 表彰式

※現在、新型コロナウイルス感染症防止の観点も踏まえ、検討中です。

※表彰内容は下記となります。

- 1) 第 1 競技は表彰対象外となります。
- 2) 第 2・第 5 競技のジムカーナにおいては、身体・知的・健常者に分け表彰します。
- 3) 第 3・第 6 競技のスペシャルにおいては、身体・知的・リーダーあり・リーダー無しに分け表彰します。
- 4) 第 7 競技は各課目に分け表彰します。
- 5) 第 2 競技～第 8 競技は 10 位迄を表彰対象とします。

20. アトラクション

- 1) 大会期間中、アトラクションを予定しております。
- 2) アトラクション実施団体には、1 日のイベントに対し、交通費・宿泊費補助として 5 万円の支払いを主催者から実施します。
- 3) アトラクション実施希望の団体は、別紙申込書を mail (info@jrad.jp) にて送付下さい。

21. その他

- 1) 場内で、主催者が競技に差し障りない場所を選定し、報道関係者等による写真、ビデオ撮影を行なう。
- 2) 選手は、なんらかの傷害保険に加入していること。
- 3) 事故のないように十分注意すること。万一の場合、応急処置は講ずるが主催者はその責は負わない。
- 5) 一般観覧者に対して事故のない様に十分な注意を払うこと。
- 6) 競技場周辺あるいは練習馬場等において事故のない様に細心の注意を払うこと。
- 7) 厩舎地区およびその周辺地区は各参加団体の自主管理とし、貴重品の管理には十分注意すること。

- 8) 厩舎地区およびその周辺は火器厳禁とし、喫煙は会場が定める指定の場所のみとする。
- 9) 清掃は各団体で協力して行い、ゴミは書く団体で持ち帰ること。
- 10) 一般車及び馬運車は基本的には指定の駐車場を利用すること。
- 11) 主催者からの注意勧告に対して、改善の見られない団体に対しては失格とする場合がある。
- 12) 三木ホースランドパークの使用心得、入厩規程を熟読し、厳守すること。